

岩国市水道局告示第4号

水道料金及び下水道等使用料の収納事務の取り扱いについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、水道料金及び下水道等使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月17日

岩国市水道事業管理者
水道局長 辻 孝 弘



1 指定及び委託を受けた者の所在地及び名称

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム

2 委託した収入

水道料金及び下水道等使用料のコンビニエンスストア等収納に係る収納金

3 指定をした日

令和8年2月17日

4 委託期間

令和8年2月17日から令和9年11月30日まで